

昭和病院企業団規約の一部を変更する規約

上記の議案を東村山市議会に提出する。

平成28年2月22日提出

提出者 東村山市長 渡部 尚

昭和病院企業団規約の一部を変更する規約

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条の2第2項の規定に基づき、昭和病院企業団規約（平成26年6月12日東京都知事許可）の一部を別紙のとおり変更することに議決を得たい。

説明 武蔵村山市が昭和病院企業団から脱退することに伴い同企業団の規約を変更する必要があるため、本案を提出するものであります。

昭和病院企業団規約の一部を変更する規約

昭和病院企業団規約（平成26年6月12日東京都知事許可）の一部を次のように変更する。

第2条中「、武蔵村山市」を削る。

第6条第2項中「16人」を「14人」に改める。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

昭和病院企業団規約の一部を変更する規約

新 旧 対 照 表

凡例 _____ 改正箇所

新 規 約

(企業団の構成団体)

第2条 企業団は、小金井市、小平市、東村山市、東久留米市、清瀬市、東大和市及び西東京市（以下「構成市」という。）をもって組織する。

(議会の組織)

第6条 (略)

2 議会の議員（以下「議員」という。）の定数は14人とし、構成市から各2人を選出する。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

旧 規 約

(企業団の構成団体)

第2条 企業団は、小金井市、小平市、東村山市、東久留米市、清瀬市、東大和市、武蔵村山市及び西東京市（以下「構成市」という。）をもって組織する。

(議会の組織)

第6条 (略)

2 議会の議員（以下「議員」という。）の定数は16人とし、構成市から各2人を選出する。